

未収債権の目標及び具体処理策の一覧

所属名: 此花区役所

頁	整理 番号	債権名	所管部署 (連絡先)
2	1	区役所附設会館使用料	此花区役所 市民協働課(06-6466-9507)
4	2	情報公開請求にかかる手数料	此花区役所 窓口サービス課(06-6466-9963)

未収債権の目標及び具体処理策

所属	此花区	課・担当	市民協働課(市民協働)	債権整理番号(3ケタ)	001	債権名	区役所附設会館使用料[此花区]	債権区分	非強制徴収公債権(非強公)
----	-----	------	-------------	-------------	-----	-----	-----------------	------	---------------

1. 30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	A	現年度	-	合計(過年度+現年度)	A
-----	---	-----	---	-------------	---

「A」… 目標を達成、「B1」… 取組は予定通り実施したが、目標は未達、「B2」… 取組を予定通り実施できず、目標も未達
「-」… 30年度途中で債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など

2. 未収金残高の推移(実績及び目標)

(単位:円)

	過年度分									現年度分						合計			
	前年度からの 調定繰越額	年度中の 調定変更額	調定額 (過年度分)	徴収額 (過年度分)	不納欠損額 (過年度分)	未収金 解消額 (過年度分)	翌年度 調定繰越額 (過年度分)	過年度 徴収率	過年度 整理率	年間調定額 (現年度分)	徴収額 (現年度分)	不納欠損額 (現年度分)	整理額 (現年度分)	翌年度 調定繰越額 (現年度分)	現年度 徴収率	現年度 整理率	合計 徴収率	合計 整理率	年度末 未収金残高
	ア =前年度のテ	イ	ウ =ア-イ	エ	オ	カ =イ+エ+オ	キ =ア-カ	ク =エ÷ウ	ケ =カ÷ア	コ	サ	シ	ス =サ+シ	セ =コ-ス	ソ =サ÷コ	タ =ス÷ソ	チ =(エ+サ) ÷(ウ+コ)	ツ =(カ+ス) ÷(ア+コ)	テ =キ+セ
平28実績			0			0	0	-	-				0	0	-	-	-	-	0
平29実績		-16	16		8	-8	8	0.0%	-	8			0	8	0.0%	0.0%	0.0%	-100.0%	16
平30当初目標			0			0	0	-	-				0	0	-	-	-	-	0
平30実績	16		16		8	8	8	0.0%	50.0%				0	0	-	-	0.0%	50.0%	8
令元当初目標			0			0	0	-	-				0	0	-	-	-	-	0
令元努力目標	8		8			0	8	0.0%	0.0%				0	0	-	-	0.0%	0.0%	8
令2当初目標	8		8			0	8	0.0%	0.0%				0	0	-	-	0.0%	0.0%	8

3. 30年度決算における未収債権の状況(件数、未収金残高、債務者数)

(残高の単位:円)

旧分類	回収債権										整理債権						合計 ①~⑯											
	③-C		③-D		③-E, F		③-G		②-A		②-B		③-H		④			⑨、⑩		⑧		⑤		⑦		⑥		
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯		⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗
強制公	滞納発生直後のもの(督促状未送付のもの)	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	差押手続中のもの又は交付要求中のもの	差押え後、換備手続中のもの又は換備予定のもの	換備猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換備猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予(期限延長)しているもの	換備猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	換備猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	換備猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	換備猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	換備猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	換備猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	換備猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	換備猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	換備猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	換備猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	換備猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	換備猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	換備猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	換備猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	換備猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	換備猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	換備猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	換備猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	換備猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	換備猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	換備猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの
過年度	1																											1
現年度																												0
過年度	0																											0
現年度	0																											0

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
 ① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定を主として行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例: 毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)
 ② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
 ③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
 ※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ → 回収債権: (④ → ⑤) 又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ / 整理債権: (⑩ 又は ⑪ 又は (⑫ → ⑬) → ⑭) 又は ⑮ → ⑯

30年度末時点の債務者数	1	過年度件数計+現年度件数計=30年度年度末未収金件数	1
		過年度残高計+現年度残高計=30年度年度末未収金残高(上記2の表の予)	8

4. 30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	未徴収となっている本債権は、地方自治法施行令第171条の5第3号及び大阪市未収債権管理事務取扱規則第8条に基づき、徴収停止を行っている。本債権の時効期間は地方自治法第236条により5年であり、今後、時効が完成するものについて、不納欠損処理を行う予定である。	-
取組実績	時効が完成したものについて、不納欠損処理を行った。	-
課題	-	-
改善策	-	-

5. 令和元年度の取組内容（1.「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4.「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること）

	過年度	現年度
取組内容	未徴収となっている本債権は、地方自治法施行令第171条の5第3号及び大阪市未収債権管理事務取扱規則第8条に基づき、徴収停止を行っている。本債権の時効期間は地方自治法第236条により5年であり、今後、時効が完成するものについて、不納欠損処理を行う予定である。	-

未収債権の目標及び具体処理策

所属	此花区	課・担当	窓口サービス課	債権整理番号(3ケタ)	002	債権名	情報公開請求にかかる手数料【此花区】	債権区分	非強制徴収公債権(非強公)
----	-----	------	---------	-------------	-----	-----	--------------------	------	---------------

1. 30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	-	現年度	-	合計(過年度+現年度)	-
-----	---	-----	---	-------------	---

「A」… 目標を達成、「B1」… 取組は予定通り実施したが、目標は未達、「B2」… 取組を予定通り実施できず、目標も未達
「-」… 30年度途中で債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など

2. 未収金残高の推移(実績及び目標)

(単位:円)

	過年度分									現年度分							合計		
	前年度からの 調定繰越額	年度中の 調定変更額	調定額 (過年度分)	徴収額 (過年度分)	不納欠損額 (過年度分)	未収金 解消額 (過年度分)	翌年度 調定繰越額 (過年度分)	過年度 徴収率	過年度 整理率	年間調定額 (現年度分)	徴収額 (現年度分)	不納欠損額 (現年度分)	整理額 (現年度分)	翌年度 調定繰越額 (現年度分)	現年度 徴収率	現年度 整理率	合計 徴収率	合計 整理率	年度末 未収金残高
	ア =前年度のテ	イ	ウ =ア-イ	エ	オ	カ =イ+エ+オ	キ =ア-カ	ク =エ÷ウ	ケ =カ÷ア	コ	サ	シ	ス =サ+シ	セ =コ-ス	ソ =サ÷コ	タ =ス÷コ	チ =(エ+サ) ÷(ウ+コ)	ツ =(カ+ス) ÷(ア+コ)	テ =キ+セ
平28実績			0			0	0	-	-				0	0	-	-	-	-	0
平29実績			0			0	0	-	-	112			0	112	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	112
平30当初目標			0			0	0	-	-				0	0	-	-	-	-	0
平30実績	112		112			0	112	0.0%	0.0%				0	0	-	-	0.0%	0.0%	112
令元当初目標			0			0	0	-	-				0	0	-	-	-	-	0
令元努力目標	112		112	112		112	0	100.0%	100.0%				0	0	-	-	100.0%	100.0%	0
令2当初目標			0			0	0	-	-				0	0	-	-	-	-	0

3. 30年度決算における未収債権の状況 (件数、未収金残高、債務者数)

(残高の単位:円)

旧分類	回収債権												整理債権								合計 ①~⑯							
	③-C		③-D		③-E、F		③-G		②-A		②-B		③-H		④		⑨、⑩		⑧			⑤		⑦		⑥		
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳		㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	
状況	強制公	滞納発生 直後のもの (督促状 未送付 のもの)	督促状 送付後、 各種催告中 又は 納付交渉中 のもの	督促状 送付後、 各種処分 に向けて、 財産調査中 又は 行方不明等 所在など 調査中 又は 個人債務者 が死亡した ため、 相続人調査 中のもの	差押手続中 のもの 又は 交付要求中 のもの	差押え後、 換備手続中 のもの 又は 換備予定 のもの	換備猶予等 又は 履行延期の 特約等 又は 分納誓約 により、 分割納付中 であり、 現在の分割 納付額で、 10年以内の 完納見込 があるもの	換備猶予等 又は 履行延期の 特約等 又は 分納誓約 により、 分割納付中 であり、 現在の分割 納付額で、 10年以上 完納見込 するもの	換備猶予等 又は 履行延期の 特約等 により、 債務者の 資力回復を 待つため、 納付を猶予 (期限延長) している もの	換備猶予等 又は 履行延期の 特約等 又は 分納誓約を 行ったが、 分割納付の 履行が滞り、 再度、 納付交渉中 のもの	回収債権 ①~⑯ 計	差押えを行っ たが、換備見 込のないもの 又は換備済 だが、未収金 が残り、回収 見込のない もの	所在など調査 後、 なお、行方不 明等 又は 相続人調査 後、 なお、相続人 が未確定であ るが、 停止の判断に 至っていない もの	債務者の代 理人から 債務整理の 受任通知が 届いたもの 又は 債務者が破 産手続中の もの	債務者が破 産免責 決定を 受けたもの	法に基づく 滞納処分の 停止の決議 を行っている もの	債務者が生 活困難中 だが、債権 の特性上、 停止の決議 を行えない もの	消滅時効 期間が 経過してい るもの	整理債権 ⑩~⑯ 計	合計 ①~⑯								
	非強公・私債権																											
過年度	件数		1																								0	1
現年度	残高		112																								0	112
現年度	件数																										0	0
現年度	残高																										0	0

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
 ① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定を主として行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例: 毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)
 ② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
 ③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
 それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債権額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
 ※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ → 回収債権: (④ → ⑤) 又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ / 整理債権: (⑩ 又は ⑪ 又は (⑫ → ⑬) → ⑭) 又は ⑮ → ⑯

30年度末
時点の
債務者数
1
人

過年度件数計+現年度件数計=30年度年度末未収金件数
 過年度残高計+現年度残高計=30年度年度末未収金残高
 (上記2の表の予)

1
112

4. 30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	未徴収になっている本債権について、完納となるよう働きかけを実施していく。	—
取組実績	2度にわたり文書を送付したものの、納付には至っていない。	—
課題	遠方であること、電話による連絡が取れないことなどから手紙による催告のみとなり、双方向の意思疎通ができず、納付に至っていない理由等の確認ができない。	—
改善策	手紙等の送付などの取組みを継続して行い、完納となるよう働きかける。	—

5. 令和元年度の取組内容（1.「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4.「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること）

	過年度	現年度
取組内容	継続して手紙を送付するなど、完納に向けた働きかけを強化する。	—